

## 松山市版ミンジー使用上の注意点について

### 1. 名前は松山市版ミンジー

- ・異なる愛称をつけないでください。
- ・“くん”“ちゃん”など敬称もつけません。
- ・基本カタカナ表記とします。デザイン上、英語表記する場合には「minji」とします。

### 2. 音声として、しゃべらせない

- ・紙面上では話しても構いませんが、特に、語尾に付ける決まった癖などはありません。
- ・音声としてしゃべりません。

### 3. 民児協活動および民生委員・児童委員活動以外で使用しない

- ・普及・啓発のためのキャラクターなので、民生委員・児童委員のイメージを損なうことには使用できません。

### 4. 特許商標登録

- ・「ミンジー」は平成 23 年 4 月に民生委員・児童委員の普及・啓発活動以外に使われな  
いために、東京都都民児連より登録をしています。(登録第 5404150 号)



民生委員・児童委員の  
みんなと一緒に  
頑張ります！